

豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付事務運用細則

(目的)

第1条 この細則は、豊田市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金交付の適正な事務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象地域)

第2条 要綱に規定する補助対象地域は、公共下水道等整備計画・構想及び下水道法に基づき定める事業計画の区域等を基図に事業効果を配慮し、毎年度当初に定めるものとし、年度途中に変更はしないものとする。

2 要綱別表第2に規定する補助対象地域から除く区域（以下「除外区域」という。）(2)及び(3)には、市長に起因する事由によりコミュニティ・プラント又は農業集落排水処理施設への流入を制限した場合を含まないものとし、補助対象地域とすることができるものとする。

3 除外区域(5)は、次の各号に定める区域とする。

(1) 除外区域(1)、(2)及び(3)の隣接地等で、除外区域と同様とするのが妥当であり補助金を交付することが不相当と認める区域

(2) 除外区域(1)に係る下水道法に基づき定める事業計画の手続（事前準備を含む。）中の区域で、事業計画の決定が早期に見込まれるなど補助金を交付することが不相当と認める区域

(補助事業者)

第3条 要綱第4条第2項第7号に規定する者のうち、設置場所に常に居住することが明らかであり、補助金の交付を受けて設置する浄化槽を使用すると認められる場合は、設置場所に住民登録がなくても補助事業者とすることができるものとする。

2 空き家登録住宅へ補助対象合併処理浄化槽を設置する場合の補助事業者は当該空き家登録住宅への居住者とし、入居の形態は賃借・買取を問わないものとする。

3 浄化槽の更新を行う者のうち、使用開始日から10年を経過しない浄化槽については補助対象としないこととする。

(添付書類)

第4条 要綱第7条及び第11条に規定する書類は、市長が指示する形式を整えていなければならない。

2 要綱第7条第13号及び第11条第10号に規定する書類は、添付書類一覧表又は口頭によりその都度指示できるものとする。

3 要綱第7条第12号に規定する書類は、法定検査結果書等に重篤な状況の確認事実が記載されたものとする。

(補助事業の完了)

第5条 要綱第11条に規定する補助事業の完了とは、要綱第11条第4号の図面のとおりの工事が終了し、浄化槽を使用している状態のこととする。

(委任)

第6条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。

(細則の失効)

- 2 この細則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの細則の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては同日後も、なおその効力を有する。